専決処分報告(調停) 令和2年(2020年)11月27日提出

札幌市長 秋 元 克 広

市長において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の 規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを 報告する。

記

1 本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件3件について、 次のとおり調停に合意する。

									1	
番	専 決 処 分 年 月 日	加加	手	+	調	셛	Ø	概	要	
号	事 件 名	77	7)J	印印	ľΤ	V)	(13/L	女	
1	令和2年8月7日	東区	てパ!	ンメ	(1) 相	手方は	、本市	に対し	、市営	
	札幌簡易裁判所	ゾン元町の			住宅に係る滞納家賃及びこれに					
	令和2年(ユ)第23号	入居者			対する延滞金の合計398,200円					
	未払賃料請求調停事				を今後分割して令和4年4月末					
	件				日までに支払う。					
					(2) 相	手方が	(1)の分	割支払	又は今	
					後の家賃の支払をそれぞれ通算					
					して3回以上怠ったときは、					
					ア 相手方は、(1)の滞納家賃等					
					の残額を直ちに支払う。					
					イ	本市は	、相手	方に対	し、市	
					営	住宅の	賃貸借	契約を	解除す	
					る	ことが	できる	0		
					(3) (2)	により	市営住	宅の賃	貸借契	
					約が	解除さ	れた場	合には	、相手	
					方は	、直ち	にこれ	を明ける	渡す。	

番	専決処分年月日		-tree false - Imp
号	事 件 名	相 手 方	調 停 の 概 要
2	令和2年8月18日 札幌簡易裁判所 令和2年(ユ)第43号 未払賃料請求調停事 件	手稲区曙 2 条団地の入 居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営 住宅に係る滞納家賃及びこれに 対する延滞金の合計207,400円 を今後分割して令和5年2月末 日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。
			(3) 1の(3)に同じ。
3	令和2年8月18日 札幌簡易裁判所 令和2年(ユ)第44号 未払賃料請求調停事 件	東区東苗穂 団地の入居 者	 (1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計262,200円を今後分割して令和4年10月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

2 本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件1件について、 裁判所が行った次の調停に代わる決定に対して、異議を申し立てない。

番	専決処分年月日									
号	事件名	相	手	方	決	定	0)	概	要	
1	令和2年7月22日	清日	日区	化野	(1) 村	手方は	、本市	に対し	、市営	
	札幌簡易裁判所	団地の入居			住宅に係る滞納家賃131,400円					
	令和2年(ユ)第32号	者			を今後分割して令和4年10月末					
	未払賃料請求調停事				日までに支払う。					
	件				(2) 村	目手方が	(1)の分	割支払	又は今	
					後の家賃の支払をそれぞれ通算					
					して3回以上怠ったときは、					
					ア 相手方は、(1)の滞納家賃の					
					残額を直ちに支払う。					
					1	本市は	、相手	方に対	し、市	
					,	営住宅の	賃貸借	契約を	解除す	
					Z	ることが	できる	0		
					(3) (2	2)により	市営住	宅の賃	貸借契	
					約カ	「解除さ	れた場	合には	、相手	
					方に	は、直ち	にこれ	を明ける	渡す。	